「労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与え るおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがある ことが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの(案)に関する御意見の募集について」 に対して寄せられた御意見について

> 令 和 7 年 1 1 月 1 8 \Box 厚生労働省労働基準局安全衛生部 化 学 物 質 対 策 課

標記について、令和7年8月22日から令和7年9月21日までの間、ホームページを通じ て御意見を募集したところ、計 12 件の御意見をいただき、うち 11 件は本件に関する御意見 、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について は、次のとおりです(取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のもの は適宜集約しております。)。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番 号	御意見の要旨	
1	【施行期間について】	
	公布から施行が短すぎる。運用上問題が	
	あるので日程について改善が必要。公布か	
	ら施行が3カ月では現場が混乱する。GH	
	S分類公表から2年で施行を目指すので	
	あれば、公表から3カ月以内にパブコメを	
	終了させて公布を行う必要がある。機械的	
	な作業なので、特段に時間がかかる要素は	
	皆無である。GHS分類自体が適切であれ	
	ば、パブコメで問題となるコメントは無い	
	はず。万一、(100 通を超えるような) 大量	:
	のコメントが提出されたとしても、6か月	
	以内には作業を完了できるはずであり、で	
	あれば日程的なインパクトは無い。(その	
	ような炎上状態であれば、それはどこかが	:
	異常であり、別途議論を行うべきなので問	
	題点のみ切り離すべき)	
	施行までに2年間の猶予期間を設ける	
		1

とのことですが、その間に労働災害が発生

御意見に対する考え方

現行の皮膚等障害化学物質等は、「皮膚等 障害化学物質等に該当する化学物質につい て(令和5年7月4日付け基発 0704 第1 号)」の通達により対象物質を示しており、 本告示は、これを告示に定めるもので、対 象物質を変更するものではないことから、 適用日は令和8年1月1日としています。

また、新たに皮膚等障害化学物質等を追 加する等の告示改正を行う際には、SDS の修正及びリスクアセスメントの適正な実 施のための準備期間を設けるため、該当物 質の含有の調査等、SDSの修正、リスク アセスメント及びばく露防止措置の準備期 間として、政府GHS分類の公表から約2 年間(削除は即日適用)の施行を予定して います。

なお、労働安全衛生規則(以下「安衛則」 という。) 第594条の3第1項において、皮 膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に 障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され する可能性があると感じます。事業者によるサプライチェーン間の当該物質の調査に6か月、ITシステムの整備や保護具の選定・手配に6か月の計 12 か月あれば猶予期間としては十分であると考えます。

化学物質による健康障害防止を迅速に 行うためには、国によるGHS分類結果の 公表時に即時、皮膚等障害化学物質等とし て関係規定が適用されることでよいので はないか。

厚生労働大臣の定める告示として示され、そこからSDSの作成、SDSの交付、リスクアセスメント実施となれば、GHS分類結果の公表から、さらにタイムラグが発生する。各事業者には、化学物質管理者が選任されていることから、作業者(化学物質取り扱い者)にとっては、現行の運用が好ましいと考えられる。

若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなもの以外の物質については、保護衣の使用に係る努力義務を置いています。そのため、国が行う化学物質の有害性の分類(以下「政府GHS分類」という。)で「皮膚腐食性・刺激性」等の項目で区分が設定された物質についても、告示が適用されるまでの間は、保護具の着用が努力義務となっています。

2 【既に皮膚等障害化学物質等として適用 されている物質の施行日について】

本案では、国が行うGHS分類の結果、 令和7年3月31日までの間に「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・ 眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当すると分類されたものの、皮膚等障害化学物質等としての適用期日を、令和8年1月1日としています。

一方、令和3年度から令和5年度までの間に国がGHS分類を行い、危険性又は有害性があるとされたものの通知は、令和9年4月1日から施行されるため、通知の1年以上前に、皮膚等障害化学物質等としての適用期日が来ることになります。より実行性のある運用とするため、皮膚等障害化学物質等としての適用期日を、通知義務の施行日より後に設定することをご一考いただけますと幸いです。

現行の皮膚等障害化学物質等は、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について(令和5年7月4日付け基発 0704 第1号)」の通達により対象物質を示しており、本告示は、これを告示に定めるものです。

そのため、ご指摘の令和3年度から令和5年度の政府GHS分類を含め、政府GHS分類を含め、政府GHS分類の結果、令和7年3月31日までの間に「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当すると分類されたものについては、既に皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されており、本告示については、現行の皮膚等障害化学物質等の対象物質を変更するものではないことから、本告示の適用日は令和8年1月1日としています。

また、令和6年度に国がGHS分類を行い、危険性又は有害性があるとされたものについては、どの物質に、いつから通知が義務とされるのかも未だ公布されていない認識ですので、これら物質の皮膚等障害化学物質等としての適用期日については、本案の令和8年1月1日ではなく、今後、公布される改正政省令において定められる通知の施行日を考慮の上、設定していただけましたら幸いです。

3 【皮膚等障害化学物質等のリスト公開について】

実務上は、CAS番号の記載された対象物質一覧を参照して対応を進めているため、政府GHS分類を公表してから告示、およびCAS番号の記載された対象物質一覧の公開までのタイムラグはなるべく短くしていただきたいです。

それが難しければ、政府GHS分類の公表から適用までの期間を長くとっていただき、CAS番号の記載された対象物質一覧が公開されてから2年近くの対応期間を確保できるように調整いただきたいです。

厚生労働省ホームページで公表している 皮膚等障害化学物質等のリストについて は、告示改正の告示日には公表を行うこと により、施行までに十分な期間を設けるこ ととしています。

4 【対象物質の裾切値等の明確化について】

告示案の考え方には賛成するが、対応が 不十分である。物質毎の裾切値の示し方を 明確化されたい。対象となる物質の指定と 裾切値の指定は同じ文書で同時に示され ないと齟齬、混乱をきたす恐れがある。

対象化学物質リストを維持する必要があり、改正時には差分も明確化されなければならない。

国が行うGHS分類の参照先は告示で 具体的に明確化されねばならない 裾切値については、対象を規定する本告 示及び本告示の施行通達において示すこと としています。

厚生労働省ホームページで公表している 皮膚等障害化学物質等のリストを更新する 際は、改正箇所が分かるようにしています。

告示で規定する政府GHS分類については、具体的な有害性クラスを特定した記載としています。

5 【混合物の濃度について】

概要文記載の「(3) (1)又は(2) の物質を含有する製剤その他の物」は、

「(3)の製剤その他の物」は、(1)皮 膚刺激性有害物質又は(2)皮膚吸収性有 害物質を一定以上の濃度で含有している混 (1)皮膚刺激性有害物質又は(2)皮膚吸収性有害物質のものを自社で希釈して使用する等、SDSを作成・交付する必要がない事業者が、分類方法がわからずに使用することを想定したものと推察致しますが、基準となる濃度の記載がなく、ごく微量でも含有していると対象となってしまい、対象が拡大されすぎると考えます。

「(1) 又は(2) の物質を含有する製剤 その他の物については、健康有害性の分類 ガイダンスにある加成方式等により実施 したGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」 又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物、あるいは、分類が不明な場合は(1) 又は(2) の物質を含有する製剤その他の物全て」としてはいかがでしょうか。

合物を想定しており、対象となる混合物の 濃度の下限値(裾切値)については、本告 示及び本告示の施行通達において示すこと としております。

6 【皮膚等障害化学物質等の把握等につい て】

皮膚等障害化学物質はがん原性物質よりもはるかに数が多いため、事業者にとっては、リストだけで該当物質が含まれているかの判別は至難である。告示は保護具着用の即効性を高める意図であろうが、実際の動きとしてはSDSを受け取って物質を把握してからになる。国としてはリストを出して終わりであろうが、確実性を求めるのであれば事業者任せにせず、寄り添った対応が必要である。

GHS分類と安全衛生法では物質名の表記が違う。(例:テトラメチルスズ→すず及びその化合物)安全衛生法の大まかな名前では何の物質を指しているかが分からず、どういった保護具を選定すればいいか決定できないため、GHS分類名を併記してほしい。

この改正ではリスクアセスメントが省 かれるため、該当物質があるだけで保護具 皮膚等障害化学物質等については、厚生 労働省等のホームページにおいて、化学物 質の有害性の分類(政府GHS分類)の名 称と安全衛生法令の名称、CAS登録番号 を併記する形でリストを公開しています。

そもそも安衛則第 594 条の 2 第 1 項において、皮膚等障害化学物質等は、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質等としており、裾切値を超える皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する際には、不浸透性の保護衣等の適切な保護具の着用義務が定められています。なお、必要な保護具の選定等に当たっては有害性の程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえてご判断いただくものと考えています。

着用となる。すでにリスク低減措置をとって保護具不要としているところも着用が必要となり、無駄な手間が発生する。すでに対策している場合はどうなるのか。

7 【関連通達等について】

①通達「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」(平成 15 年 8 月 11 日基発第 0811001 号)の別紙 2 および別表 3 には、眼や皮膚の保護具の備え付けを要するとされている化学物質が列挙されていますが、この中には「2 告示案の概算がいますが、この中には「2 告示案の概算がいくつかあります。該当する化学物質については、その化学物質を取り扱う労働者に対して眼や皮膚の保護具を着用を命じる義務は無いが、保護具を備え付ける義務は無いが、保護具を備え付ける義務は無いが、保護具を備え付ける義務は無いが、保護具を備え付ける義務はたてこの通達に書かれていることは独立した内容で、まだ有効である、という解釈でよろしいのでしょうか。

②現時点では、眼の保護具のみ使用させる 義務が課せられている化学物質がいくつ かありますが、改正後はそのような化学物 質でも、皮膚の保護具と眼の保護具の両方 を着用させる義務が一律に課せられる、と いうことになるのでしょうか?

(告示案を読む限りだと、そのように解釈 できます。)

③危険有害性クラスの中で「急性中毒(経皮)」も直接接触のリスクに大きく関係するものですが、なぜ「急性中毒(経皮)」を告示案に係わる義務の発生要件にしなかったのですか。

④概要には「今後、毎年度GHS分類の公表に併せて、本告示における基準となる年月日(上の例では「令和7年3月31日」の部分)を改正し、」とありますが、これは新

①本告示は、安衛則第594条の2に基づく保護具の着用に係る対象物質(皮膚等障害化学物質等)を規定するものです。ご指摘の「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」(平成15年8月11日基発第0811001号)を含めた関連通達当該を設正等を行うこととしますが必要は、主として労働基準法施行規則別未更が指定する単体たる化学物質及びによりのにおける眼又は皮膚への障害に係る化学物質であるため、原則として対象外にすることは考えていません。

②本告示は、皮膚等障害化学物質等を規定するものです。安衛則第594条の2では、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する際には、不浸透性の保護衣等の適切な保護具の着用義務が定められており、必要な保護具の選定等に当たっては、有害性及びその程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえてご判断いただくものと考えています。

③「急性毒性(経皮)」については、経皮吸収による急性毒性を示す項目であるため、 皮膚吸収性有害物質の要件に含めています。

④本告示については、皮膚等障害化学物質 等が追加又は削除されることを前提に、毎 年、政府GHS分類の結果に基づき、改正 を行う予定です。改正に当たり皮膚等障害 化学物質等に変更がない場合には、厚生労 働省ホームページ等にその旨掲載する予定 です。 規に該当する化学物質が無くても定期的に改正されるのでしょうか? その場合、「該当化学物質は無し」とホームページや通達で公表していただけるのでしょうか?

8 【リスクアセスメント対象物との関係について】

即時、皮膚等障害化学物質等として関係 規定が適用されることについて、見直しを して頂きありがとうございます。即時は、 あまりにも無理があります。

皮膚等障害化学物質についてもリスクアセスメントが必要ですが、リスクアセスメント対象物質の中から皮膚等障害化学物質は現状、選定されておりません。がん原性物質と同様にリスクアセスメント対象物質の中から皮膚等障害化学物質を選定するようにご検討をお願いします。

SDSに正しく記載されていないと該 否が分からず、対応することが困難です。

9 【皮膚等障害化学物質等のリストについて】

厚労省ホームページの皮膚等障害化学物質一覧について、27813-02-1の物質は、国によるGHS分類の名称メタクリル酸-2-ヒドロキシプロパン-1、2-ジオール、及び労働安全衛生法令の名称2-ヒドロキシプロパン-2-イル=2-メチルプロパー2-エノアートが間違っているので、修正いただきたい。

皮膚等障害化学物質等は、政府GHS分類対象物質から選定しており、リスクアセスメント対象物についても、政府GHS分類で危険有害性区分を踏まえ定めています。これらのことから、基本的に、皮膚等障害化学物質はリスクアセスメント対象物になっており、SDSに記載がなされるものと考えています。

なお、皮膚等障害化学物質のうち、リスクアセスメント対象物に指定されていない物質についても、今後リスクアセスメント対象物に指定することを検討する予定です。

御意見を踏まえ、厚労省ホームページの 皮膚等障害化学物質一覧を以下のとおり修 正いたしました。

・国によるGHS分類の名称:メタクリル酸とプロパンー1, 2-ジオールのモノエステル(2つの構造異性体(CAS RN 923-26-2、CAS RN 4664-49-7)の混合物)

労働安全衛生法令の名称: -

〇 本告示案とは直接関係の無い御意見

1 ・SDSへの政府GHS分類の義務付けに 関する御意見

- ・政府GHS分類に対する御意見
- ・家庭用品の表示に関する御意見

いただいた御意見は今後の制度改正に おける参考とさせていただきます。